

高額償還給付（サービス利用料の返金）に係る手続きのご案内

利用者負担が高額となった場合は支払った額の一部が償還されます。

- 同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合など、世帯における利用者負担額の合計が、一定の基準額を超えた場合は、「高額障害福祉サービス等給付費」または「高額障害児通所給付費」として基準額との差額が償還給付（返金）されます。（おやつ代等の実費負担分は除きます。）

世帯の範囲

- 18歳以上の障害者（施設に入所する18歳、19歳を除く） ……障害者本人とその配偶者
- 18歳未満の障害児（施設に入所する18歳、19歳を含む） ……保護者の属する住民基本台帳上の世帯

<合算の対象となるサービス>

- 障害福祉サービス
(例) 居宅介護、短期入所 等
- 障害児通所支援
(例) 児童発達支援、放課後等デイサービス 等
- 補装具費
(例) 車いす、補聴器 等
- 障害児入所支援
- 介護保険
(例) 訪問介護、訪問看護 等

<基準額>

37,200円

障害児の特例

次のいずれかに該当する障害児は、受給者証（オレンジ、緑）に記載されている利用者負担上限月額のうち、高い方となります。（補装具・介護保険は除きます。）

- ① 1人の方が2つ以上の制度によるサービスを利用している場合
- ② 18歳未満の兄弟がそれぞれ福祉サービスを受けている場合

算定例

18歳未満の児童が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを両方利用している場合（基準額：4,600円）

【障害者総合支援法によるサービス】 利用者負担額：4,600円 → 居宅介護、短期入所など
【児童福祉法によるサービス】 利用者負担額：3,000円 → 児童発達支援、放課後等デイサービスなど

【世帯の利用者負担額の合計】 $4,600円 + 3,000円 = 7,600円$
【償還される金額】 $7,600円 - 4,600円 = 3,000円$

- この場合、償還額の3,000円は、それぞれの根拠法令に基づき按分して返還されることとなり、「高額障害児通所給付費（→療育支援課）」
「高額障害福祉サービス等給付費（→障害者福祉課）」それぞれの申請手続きが必要となります。

高額償還給付の申請手順について

申請は、5年間（サービス利用月から6 2か月間）まで可能です。利用実績をご確認のうえお早めにお手続きください。

手順1

❗ 領収書（原本。費用の明細が分かるもの）を用意する。

- 費用の明細（利用者負担、おやつ代など）は請求書に記載されている場合もありますのでその場合は請求書も添付してください。
- 領収書が無い場合は、利用事業者に領収証明書を発行してもらってください。（様式例を参考に同封しておりますが、事業者が発行する独自の様式でも構いません。）
- 償還が発生する月については、毎年7月ごろに対象者に通知します。（前年度利用分）

手順2

❗ 申請書（高額障害福祉サービス・高額障害児通所分）を記入し、領収書等を添付して障害者福祉課と療育支援課に提出する。

提出書類 申請書 預貯金通帳の写し 領収書（原本）

- 書類に不足等がある場合は、差戻しとなりますので、確認のうえ提出してください。

- 申請内容を確認後、不備がなければ支給決定通知を郵送します。
- 振込予定日等については、通知書に記載されています。

☆ 申請書については、下記ホームページからダウンロードも可能です。

【障害児通所支援について】

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenkofukushi/fukushikaigo/shogaifukushi/shogaijitsusho.html>

川越 障害児通所支援

検索

お問い合わせ先：

〒350-8601 川越市元町1-3-1 川越市役所

・補装具・障害福祉サービスに関すること

福祉部 障害者福祉課 障害給付担当（本庁舎1階）

TEL049-224-6312 FAX049-225-3033 E-mail shogaisha@city.kawagoe.lg.jp

・障害児通所支援に関すること

こども未来部 療育支援課 療育支援担当（本庁舎1階）

TEL049-224-6247 FAX049-225-3033 E-mail ryoikushien@city.kawagoe.lg.jp